

# 第51回 衆議院議員総選挙

## 2月8日(日) 午前7時～午後6時投票

衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙が2月8日(日)に行われます。

投票は、午前7時から午後6時まで、市内12か所の投票所で行われます。

あなたの大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。

投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

### 投票できる人は

今回の選挙で投票できる人は、本市に居住している満18歳以上の  
人(平成20年2月9日以前に生ま  
れた人)です。

ほかの市町村から転入してきた  
場合、令和7年10月26日までに転  
入の手続きを済ませ、引き続き居  
住していることが必要です。  
市内で転居した人で、1月20  
(以降に転居の届け出をした人  
は、転居前住所地の投票所での投  
票になります。

### 入場券を忘れずに

入場券には氏名や住所、投票所  
などが記載されています。届いた  
らすぐに記載内容を確認し、間  
違っているところがあつた場合  
は、選舉管理委員会まで連絡をお  
願いします。  
入場券は、投票日まで大切に保  
管し、当日は忘れずに持参してく  
ださい。  
なお、入場券を紛失した場合  
や、入場券がない(届かない)場合  
でも、本人確認をした上で投票で  
きますので、当日投票所の受付に  
申し出てください。

### 投票所一覧

投票区	投票場所	投票区の区域
高田第1	陸前高田市役所 (1階市民交流スペース)	行政区による6区、7区、9区、10区、11区、12区、 13区、14区、15区、17区、18区、19区の方
高田第2	高田地区コミュニティセンター	行政区による1区、2区、3区、4区、5区、8区、 16区の方
気仙第1	今泉地区コミュニティセンター	行政区による1区、2区、3区、4区、5区、6区、 7区の方
気仙第2	漁村センター (長部地区コミュニティセンター)	行政区による8区、9区、10区、11区、12区、13区、 14区の方
広田	広田地区コミュニティセンター	広田町の方
小友	小友地区コミュニティセンター	小友町の方
米崎	自然環境活用センター (米崎地区コミュニティセンター)	米崎町の方
矢作第1	矢作多目的研修センター (矢作地区コミュニティセンター)	行政区による8区、9区、10区、11区、15区、16区 の方
矢作第2	下矢作多目的研修センター (下矢作地区コミュニティセンター)	行政区による1区、2区、3区、4区、5区、6区、 7区の方
矢作第3	生出多目的集会センター (生出地区コミュニティセンター)	行政区による12区、13区、14区の方
竹駒	定住促進センター (竹駒地区コミュニティセンター)	竹駒町の方
横田	横田基幹集落センター (横田地区コミュニティセンター)	横田町の方

# 2月8日(日)に投票所に行けない人は 期日前投票を忘れずに

## 期日前投票の時間と場所

陸前高田市役所 (1階市民交流スペース)	令和8年1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時
アバッセたかたパブリックスペース	令和8年2月2日(月)～2月7日(土) 午前9時～午後7時

※不在者投票に関する手続きについては、陸前高田市役所（1階市民交流スペース）のみでの対応となります。

**期日前投票について**

投票日当日、仕事や病気、旅行や用事などで投票所にいける人は、期日前投票を行うことができます。

※投票する時点でまだ17歳の人で2月8日までに18歳になる人については、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。

**不在者投票について**

出稼ぎや出張などのため、ほかの市町村に長期滞在している人で、投票日に本市で投票できない人は、滞在している市町村の選挙管理委員会で不在者投票を行なうことができます。

直接または郵便で投票用紙の請求に基づき代理人が請求してください。本人の意思に基づき代理人が請

投票用紙の請求は、投票日の4日前（2月4日水）までに行なう必要があります。

投票用紙の請求は、投票日の4日前（2月4日水）までに行なう必要

## 期日前投票について

投票日当日、仕事や病気、旅行や用事などで投票所にいける人は、期日前投票を行なうことができます。

※投票する時点でまだ17歳の人で2月8日までに18歳になる人については、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。

## 身体に障がいのある人は

不在者投票所の指定を受けている病院や老人ホームなどに入院（所）している人は、その施設で不在者投票ができますので、入院（所）している施設に確認してください。

## 病院などに入院（所）している人は

請求することもできます。請求に基づき本人あてに投票用紙を郵送しますので、滞在先の市町村の選挙管理委員会に持参して投票してください。

郵送のため、ある程度日数がかかりますので、手続きは早めに行なってください。

求ることもできます。

があります。証明書には有効期限がありますので、期限が切れている場合には、改めて証明書の交付を受けしてください。

また、上肢または視覚の障がいの程度が一定の基準にあてはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出をした代理記載人に、代理投票をさせることができます。代理記載人の届け出は、事前に手続きを済ませる必要があります。

手続きを行なってください。

## 開票状況の参観

開票は、2月8日(日)、午後8時から夢アリーナたかたで行ないます。本市の有権者は、この開票状況を参観することができます。参観を希望する人は、必ずスリップなどの上履きを持参してください。入場は午後7時30分からです。

## タクシー券の利用

車等を所有しておらず、投票所までの移動が困難な方は、入場券に同封しているタクシー券を利用

して頂くことが可能です。

タクシー券は、片道500円を市が助成しますので、差額分についてお支払いください。

なお、タクシー券については、それにも使用ができます。

## 郵便等による不在者投票ができる人

区分	障害(要介護)の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害
	免疫、肝臓の障害
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害
介護保険被保険者証の要介護状態区分	要介護5

大事な投票、  
忘れずに！

